

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年9月19日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	富山県
3. 市区町村名	高岡市
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	<a href="http://www.city.takaoka.toyama.jp/joho/dokujiriyo.html">http://www.city.takaoka.toyama.jp/joho/dokujiriyo.html</a>

執行機関名 高岡市長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	高岡市営住宅条例(平成17年高岡市条例第187号)による市有住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		高岡市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例(平成27年高岡市条例第41号) 別表第1 第5の項 高岡市営住宅条例(平成17年高岡市条例第187号)による市有住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和26年法律第193号)第1条	高岡市営住宅条例(平成17年条例第187号)第1条、第3条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	第1条 国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定</u> と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。	第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設の設置及び管理について、公営住宅法及び地方自治法並びにこれらに基づく命令の定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。 第3条 <u>住宅に困窮する者</u> に対して低廉な家賃で住宅を供給し、もって市民の住生活の安定を図るため、市営住宅を設置する。

⑦独自利用事務の関連規範

高岡市営住宅条例